

姉妹都市スワンヒル地方市の市民訪問団の来形について

1. 来形の目的

山形市とオーストラリア連邦スワンヒル地方市は、1980年（昭和55年）8月6日に姉妹都市の盟約を締結して、今年で44周年目を迎える。

新型コロナウイルス感染拡大により延期となっていた姉妹都市締結40周年記念事業再開に基づき、平成27年8月来形以降8年ぶりに、スワンヒル地方市から、スチュアート・キング市長をはじめとする23名の市民訪問団が来形する。

2. 来形期間

令和6年4月15日（月）～4月19日（金）

3. 来形時の主なスケジュール（予定）

日時		内容	場所
15日 (月)	午前	山形到着	国際交流センター 活動室
	午後	オリエンテーション	
16日 (火)	午前	市内視察	霞城公園、等
	15:30～16:00	山形市長への表敬訪問	特別応接室
17日 (水)	18:00～20:00	記念式典・記念祝賀会	メトロポリタン山形 3F 朝日の間
	午前・午後	山寺視察、日本文化体験	山寺、他
18日 (木)	18:00～20:00	市長招待合夕食会	四山楼
	午前・午後	蔵王視察、日本文化体験	蔵王、他
	18:30～20:30	市民交流イベント 「オーストラリア・ワインの夕べ」	ピッツアとワインのお店 フラム（七日町）

4. スワンヒル地方市の概要

ビクトリア州北部にある都市。産業の中心は、酪農・果樹・穀物栽培。また、マレー川を中心とした水上スポーツが盛んな観光都市でもある。

人口は約2万人。時差+1時間（山形市と比較）

5. 姉妹都市盟約締結の経緯と締結後の交流

昭和46年に山形ロータリークラブが訪問、47年には産業・文化等の研修でスワンヒル市長が来形、同年から両市間で中高校生の交換留学が続けられていることによる。

昭和55年の盟約締結以降は、山形スワンヒルクラブとの協力体制のもと、市民訪問団の受入・派遣をはじめとした姉妹都市交流事業を展開している。

【山形スワンヒルクラブについて】

スワンヒル地方市との交流を通じて国際感覚の向上と会員相互の親睦を図る事を目的として1980年9月4日に創立。

役員：会長・大場 登（元山形市教育長）

活動状況：山形市とスワンヒル地方市との短期交換留学生派遣の後援
親善訪問及び訪問団の受け入れなど

6. 近年の交流

H27 35周年を記念して市民訪問団35名を派遣。

H27 35周年を記念して当時の市長をはじめとする訪問団25名が来形。
(記念式典において、当時のスワンヒル市長に山形市特別名誉市民称号を贈呈)

R2 40周年記念のため来形予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大により中止・延期となる。

R5 40周年記念事業再開を祈念して、オンラインによる市民交流会を実施。

(上記以外の交流)

S47～ 短期交換留学として、両市の中・高校生が、ホームステイ等を通じて交流を深めている。（隔年事業。最近の実施はH30.3月に山形の学生がスワンヒルを訪問、同年7月にスワンヒル地方市の学生が17回目となる山形訪問。）

問い合わせ先
総務部国際交流センター
TEL023-647-2275

令和6年繁忙期に係る臨時窓口の開設及び窓口延長の実施について

1 目的

例年、3月下旬から4月上旬までの期間に住民異動が集中し繁忙期となるため、混雑緩和を図るべく、休日の臨時窓口の開設及び平日の窓口受付時間の延長を実施する。

住民異動に伴う関係各課の窓口についても併せて開設することで、市民サービスの向上を図る。

2 開設期間

(1) 休日臨時窓口（2日間）

令和6年3月24日(日)、31日(日)
午前8時30分～午後5時

(2) 平日窓口延長（10日間）

令和6年3月25日(月)～4月5日(金)
午前8時30分～午後7時(2時間延長)

日	月	火	水	木	金	土
3/24	25	26	27	28	29	30
臨時 窓口	延長 窓口	延長 窓口	延長 窓口	延長 窓口	延長 窓口	
31	4/1	2	3	4	5	6
臨時 窓口	延長 窓口	延長 窓口	延長 窓口	延長 窓口	延長 窓口	

3 開設する窓口

各課窓口		主な手續、業務
市民課	1・2	諸証明交付、会計
	3	住民異動届、印鑑登録、マイナンバーカード記載等 小中学校の指定校変更（学校教育課職員対応）
	4	戸籍届
	5	住居表示、臨時運行、原付標識
	6	国民年金に係る各種届
	7	国保加入・離脱、証交付
国民健康保険課	8	国民健康保険税
	9	後期高齢者医療
	10	こども医療証、児童手当、転入妊婦等の手続
こども家庭支援課	11	保育所等の入所
保育育成課	23	課税（所得）証明書等
資産税課	26	介護保険の要介護・要支援認定
介護保険課	28	障がい福祉課
障がい福祉課	28	各種手帳・受給者証、各種手当

4 その他

令和5年2月6日から、マイナンバーカード所有者の引越しワンストップサービス（オンラインによる転出届出）を開始している。

令和6年1月4日から、デジタル窓口システムが稼働し「書かない窓口」を開始している。

問い合わせ先
市民生活部市民課住民登録係
TEL023-641-1212 内352

令和6年度「春の一斉清掃」の実施について

生活環境の浄化と地域住民の清掃意識の高揚を図り、住み良い美しい街づくりを進める目的として一斉清掃を実施する。

1 内容

- (1) 主催 山形市
- (2) 共催 山形市環境保健推進協議会
- (3) 実施日時及び実施地区

各地区の実施日・実施場所は下記のとおりとし、時間は午前6時から午前7時までとする。[小雨決行。大雨の場合は各地区の判断とする。]

		実 施 日		実 施 地 区 名			
1 班	4月14日(日)	鈴川地区	千歳地区	出羽地区	金井地区		
		楯山地区	高瀬地区	大郷地区	明治地区		
		大曾根地区	飯塚地区	楢沢地区	滝山地区		
		南山形地区	南沼原地区	本沢地区	村木沢地区		
		西山形地区					
2 班	4月21日(日)	第1地区	第2地区	第3地区	第4地区		
		第5地区	第6地区	第7地区	第8地区		
		第9地区	第10地区	東沢地区	蔵王地区		

※山寺地区は5月12日(日)に実施予定

(4) 実施の場所及び実施内容

- ・ 道路沿線等や町内で定めた場所の清掃
- ・ 市道側溝の土砂上げ

※ 山形市では春と秋に一斉清掃を実施しているが、土砂上げは春の一斉清掃時に実施する。

(5) ごみ等の処理方法

- ① 清掃により集めたごみは、分別区分ごとに「ボランティアごみ袋」に入れ、各地域の収集曜日に合わせてごみ集積所に排出する。
- ② 不法投棄された粗大ごみや処理困難物については、生活の妨げにならない場所にまとめ、各地区環境保健推進協議会会長が市に「一斉清掃等の不法投棄ごみ収集処分依頼書」を提出し、市が処分する。
- ③ 土砂上げは、市が配付した麻袋に5割程度の量を入れ、見つけやすくかつ収集しやすい場所にまとめて集積する。排出された土砂（麻袋）は、市の委託業者が収集する。

問い合わせ先

環境部ごみ減量推進課 分別収集係

TEL023-641-1212 内695